

障害者自立支援給付支払等システムに関するQA

項番	質問項目	質問事項	回答
1		2/20の会議資料「(別添6)平成21年4月以降の新規加算について(新体系)」中、「※ なお、本体報酬で新規に支給決定の必要があるものは以下のとおり・生活介護及び施設入所支援・・・地域移行個別支援対象者決定」とあるが、この趣旨及び取扱如何。	左記については、報酬告示案の検討段階において、生活介護及び施設入所支援においては、地域生活移行個別支援特別加算とは別に、本体報酬自体で医療観察法に基づく通院医療利用者、刑務所出所者等の地域生活への移行に特別の個別支援を要する者に対する支援について評価を行うべく検討されていたが、最終的には今般お示した報酬告示案からは削除されたものである。一方、別添6及びインタフェース仕様書については、本体報酬自体での評価を踏まえた内容となっているため、別添6の※の内容は削除していただきたいとともに、インタフェース仕様書については、既に確定版としてお示しているため、インタフェース仕様書共通編P14及びP15中の決定サービスコード「223000:生活介護地域移行個別支援対象者決定」及び「324000:施設入所支援地域移行個別支援対象者決定」については、今般の報酬改定においては不要となるため、受給者異動/訂正連絡票情報(支給決定情報)に当該決定サービスコードを設定することはできないが、当該インタフェース仕様書上はそのまま残すこととするので、ご留意いただきたい。
2		2/20の会議資料(別添7)の注3及び(別添7-2)の注12の趣旨及び取扱如何。	福祉専門職員配置等加算については、報酬告示案のとおり、(Ⅰ)については、社会福祉士等の福祉専門職員の配置を要件としているが、(Ⅱ)については、その配置は要件となっていないところである。しかしながら、福祉専門職員配置等という名称のため、事業所によっては、(Ⅱ)を算定できる体制であるにもかかわらず、「なし」で都道府県に体制届出を行ってしまい、結果として加算を請求してきても返戻となり、支払いがされないという事態を防ぐため、注記として入念的にお示したものである。
3		2/20の会議資料(別添7)の注4の趣旨及び取扱如何。	左記については、報酬告示案の検討段階において、施設入所支援においては、小規模定員で運営している事業所に対する新たな加算が検討されていたが、最終的には今般お示した報酬告示案からは削除されたものである。一方、インタフェース仕様書については、小規模定員で運営されている事業所に対する評価を踏まえた内容となっているところであるが、当該インタフェースは、既に確定版としてお示しし、また、インタフェース仕様書都道府県編P13-1の項番93により、必須入力項目となっているため、今般の報酬改定においては不要となるが、都道府県から連合会へ登録する事業所からの体制届出(事業所異動/訂正連絡票情報)については、「なし」を必ず設定していただく旨をお示したものである。 なお、インタフェース仕様書上は必須入力項目であるため、「なし」を設定していただく必要があるが、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」を用いて事業所から届出を徴する場合においては、当該項目を削除して取り扱っていただいても差し支えない。
4		2/20の会議資料(別添7-1)の注4の趣旨及び取扱如何。	旧法入所系施設については、報酬告示案の検討段階において、新法における栄養士配置加算と同様の整理で検討されていたが、最終的には本体報酬に包括化されたものである。一方、インタフェース仕様書については、新法と同様の内容となっているところであるが、当該インタフェースは既に確定版としてお示しし、また、インタフェース仕様書都道府県編P10の項番37により、必須入力項目となっているため、今般の報酬改定においては不要となるが、事業所からの体制届出の際には、「なし」を設定し、栄養士配置をシステム上点検している療養食加算については、その要件を満たす事業所については、「なし」以外を設定していただく旨をお示したものである。

5		2/20の会議資料(別添7-1)の注5の趣旨及び取扱如何。	旧法施設については、報酬告示案の検討段階において、新法における福祉専門職員配置等加算と同様の整理で検討されていたが、最終的には本体報酬に包括化されたものである。一方、インタフェース仕様書については、新法と同様の内容となっているところであるが、当該インタフェースは既に確定版としてお示し、また、インタフェース仕様書都道府県編P13の項番83により、必須入力項目となっているため、今般の報酬改定においては不要となるが、都道府県から連合会へ登録する事業所からの体制届出(事業所異動/訂正連絡票情報)については、「なし」を設定していただく旨をお示ししたものである。 なお、インタフェース仕様書上は必須入力項目であるため、「なし」を設定していただく必要があるが、「介護給付費(旧法施設支援)の算定に係る体制等状況一覧表」を用いて事業所から届出を徴する場合においては、当該項目を削除して取り扱っていただいても差し支えない。
6		2/20の会議資料冊子12ページの相談支援事業において、決定サービスコード「513000:相談支援事業Ⅰ特別地域加算対象者決定」、「514000:相談支援事業Ⅱ特別地域加算対象者決定」が追加されているが、この趣旨及び取扱如何。	相談支援事業については、他のサービス種類とは異なり、サービス利用計画作成費請求書において、同一サービス提供年月、同一受給者に対し1行のみ記載されることとなる。そのため、本体報酬と加算とを別行とすることができないため、特別地域加算及び特定事業所加算を合成したサービスコードを作成することを予定している。 そのため、決定サービスコードにおいて、当該受給者が特別地域加算の対象者であるかによりコードを分けるものである。 したがって、「513000:相談支援事業Ⅰ特別地域加算対象者決定」は、相談支援事業Ⅰを算定する特別地域加算対象者、「514000:相談支援事業Ⅱ特別地域加算対象者決定」は、相談支援事業Ⅱを算定する特別地域加算対象者の決定サービスコードとなり、511000、512000、513000及び514000は、同一受給者に対し同一期間で決定されることは無いものである。
7	地域生活移行個別支援特別加算	インターフェースの共通編において、223000:生活介護地域移行個別支援対象者決定とあるが、生活介護には、地域生活移行個別支援特別加算はないのではないかと。また、本来必要である「共同生活介護」、「共同生活援助」、「宿泊型自立訓練」において、加算対象となっていないのは誤りではないかと。	2月24日発出のQ&A項番1を参照されたい。
8	都道府県が国保連にデータ送信する事業所台帳について	報酬改定に伴い新設となった加算項目の入力ですが、現在、指定済の事業所については、全て2009.04の異動年月日で変更入力が必要という解釈でよろしいでしょうか？(例えば、居宅介護で特定事業所加算が該当しない事業所も「なし」の入力が必要となるのでしょうか。)	新設となった加算項目について、事業所からの届出がない場合及び事業所から「なし」の届出があった場合で、その他の事業所情報に全く変更がない場合は、連合会に登録する事業所異動連絡票情報についても提出しなくても差し支えありません。 ただし、平成21年4月以降に事業所情報に何かしら変更点が生じた場合は、4月以降のインタフェースに合わせて頂いた形での登録をして頂くことになります。(新設となった加算項目について「あり・なし」を設定して頂くこととなります。従来は設定していたが4月以降は設定しない項目になったものについては未設定として頂く必要がございます。) なお、余裕がある自治体におきましては、すべての事業所の異動連絡票情報を平成21年4月以降のインタフェースに合わせて今回変更していただければ、台帳への登録漏れが防げますし、今後は上記の様な対処をして頂く必要がなくなります。
9	施設入所支援における栄養マネジメント加算	施設入所支援における栄養マネジメント加算の算定に当たって、報酬告示案において、「イ 常勤の管理栄養士(平成24年3月31日までの間に限り、栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士を含む。)を1名以上配置していること。」とあるが、当該括弧書きに該当する事業所については、2/20担当者会議資料別添7の栄養士配置のどの区分を選択させるのか。	当該括弧書きで想定している栄養士とは、当該括弧書きの要件を満たす常勤の栄養士であるが、当該括弧書きに該当する栄養士を配置している事業所においては、「4 常勤管理栄養士」を選択する。加えて、都道府県から連合会に登録する事業所からの体制届出(事業所異動/訂正連絡票情報)についても同様に「4 常勤管理栄養士」を設定する。
10		1. 2月20日の会議資料 別添6のp3旧体系の施設については、療養食加算の届け出は必要ないのか。体制届出の有無欄に○の記載がないが。	Q&A項番4を参照されたい。

11		<p>(1) 支給決定の方法及び支払等システムにおける点検について          体験利用については、特定の単価(共同生活介護サービス費(Ⅳ))が適用され、また利用日数に制限(1回あたり30日以内かつ年50日以内)があるため、支給決定の内容等により、当該障害者等が体験利用の対象であることが特定される必要があると思われる。          ①支払等システムのインターフェース仕様書には、体験利用に係る支給決定コードが追加されていないが、支払等システムにおける点検は行われぬのか。          ②体験利用であるか否かは、支給決定期間で判別することとなるのか。          支給決定期間は、最長で1年間となるのか。          1年の合計日数が50日以内となるように、1月単位で支給決定を行うことは可能か。          (例)4月(30日/月)、5月(15日/月)、6月(5日/月)と決定する</p>	
12	決定サービスコード	<p>① 障害福祉サービスに係る決定サービスコードのうち、「222000:生活介護経過的措置対象者決定」は平成21年4月以降も有効ですか。          ② 障害福祉サービスに係る決定サービスコードのうち、「322000:施設入所支援経過的措置対象者決定」は平成21年4月以降も有効ですか。          ③ 「共同生活介護サービス費(Ⅳ)(体験利用)」のサービスコード(311611～311656)の算定は、決定サービスコード「311000:共同生活介護基本決定」があれば足りるのか。(新たな決定サービスコードが設定されるのであれば早急に決定・通知願います。)          ④ 「共同生活援助サービス費(Ⅴ)」のサービスコード(331611～331616)の算定は、決定サービスコード「331000:共同生活援助基本決定」があれば足りるのか。(新たな決定サービスコードが設定されるのであれば早急に決定・通知願います。)</p>	<p>①有効です。          ②有効です。          ③お見込みの通りです。新たな決定サービスコードは必要ありません。          ④お見込みの通りです。</p>
13		<p>2/20の会議資料(別添6)の加算の内容欄と報酬告示案とでは若干の差異が見られるが、両者の取扱い如何。</p>	<p>2/20の会議資料(別添6)については、今般の報酬改定に伴い、新たに新設される加算の内容等を簡単に、かつ、総括的にお示しするために作成したもので、各サービスの加算の詳細な内容等については、報酬告示案に基づき、ご確認いただきたい。</p>
14	報酬改定後の単位数単価の点検について	<p>標準システムにおいて、報酬改定後の単位数単価が適正であるかの点検は行われるのか。平成20年度の一部報酬改定においては、従前の単位数単価で請求を行った場合でも、点検結果は「正常」となっていた(国保連合会の担当者によると「本来の単価より高い単価はエラーになるが、低い単価の場合はエラーにならない」とのことだった)。          今回のように全面的な改定になると、従前の単位数単価で請求を行うケースが多数想定される。市町村審査で全ての請求明細の単価を確認することは不可能であり、是非とも標準システムにおいて点検されることを希望</p>	<p>障害者自立支援法の第29条3項において、「介護給付費又は訓練等給付費の額は、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用の額を超えるときは、現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)の百分の九十に相当する額とする」とあり、実際に要した費用が基準の費用より低い場合は、基準より低い実際の費用を請求することが定められている関係上、システムにおいてもこれに対応した形の点検を行っております。</p>
15	個人の障害程度区分に基づく報酬の算定要件の点検	<p>生活介護等の、算定要件が平均障害程度区分から利用者個人の障害程度区分に変わるサービスにおいて、サービス提供月が報酬改定後である場合に、短期入所と同様に、受給者台帳の障害程度区分と照らし合わせての点検は行われるのか。</p>	<p>点検が行われます。</p>
16	統計情報処理(事業状況報告)について	<p>システムから出力される事業状況報告データについて、様式1の抽出条件が一部変更されるとのことだが、様式3-1～様式3-6において児童の重度訪問介護が考慮されていない(集計から漏れている)ことについては認識されているのか。またこの件について抽出条件・様式を修正・変更する予定は無いのか。</p>	<p>左記については、平成21年度より、都道府県から厚生労働省に報告いただいている「事業状況報告」については、報告様式を簡素化する予定です。(現在の支払等システムから出力される「事業状況報告」の項目等は変更せず、現在の項目情報の一部を報告いただく予定)          新しい報告様式等は別途、事務連絡等でお知らせいたします。</p>
17	障害程度区分認定有効期間の経過措置	<p>標準システムにおける障害程度区分認定有効期間について、その経過措置(最長42ヶ月の設定が可能である)の対象範囲が、「開始年月日が平成19年9月30日以前である場合」となっていることを国保連合会から確認したが、「平成19年9月30日以前」の法令上の根拠は何か、ご教授願います。</p>	<p>今般の報酬改定の対応にあわせて、標準システムでの障害程度区分認定有効期間にかかる点検を外すことを予定しております。国保連合会において、報酬改定対応版の更新プログラムを導入後は、開始年月日が平成19年9月30日以降であっても、有効期間が36ヶ月以上の情報を登録することが可能になります。          ただし、点検を外すことにより、障害程度区分認定有効期間を誤って、例えば60ヶ月などの情報を国保連合会に送信してもエラーとはならないため、自治体においては、誤った受給者情報を作成しないよう留意してください。</p>

18		請求データの契約情報に、受給者情報(支給決定)にないサービスコードが含まれている場合、エラー(EG03:受給者台帳に該当する支給決定が存在しません)となる。その一方で、請求データの契約情報そのものが存在しない場合には、警告(EE26:請求サービスコードに対する契約情報が存在しません)で済まされているのは、点検基準が不均衡ではないか。このままでは、事業所がエラーを避けるために、契約情報そのものを作成しないようになりはしないか。	EG03の点検では、支給決定されていない契約が事業所と受給者で行われている可能性があり、不適切な契約と考えられるため、点検でエラーとしております。一方、EE26の点検では、事業所が契約内容に変更がないことによる契約情報の作成もれ等が考えられ、自治体での審査により、支払を行うか否かを判断いただけるよう警告としております。
19		短期入所障害者医療型の支給決定を受けている受給者について、医療機関以外の短期入所事業所が短期入所サービス費(Ⅰ)の契約情報を送信すると、警告(EG63:契約内容に該当する支給決定が存在しません)となる。短期入所サービス費(Ⅰ)の請求を行うことに問題は無い一方で、契約は医療型として締結せよという点検内容は矛盾していないか。	契約情報については、支給決定の内容に基づいて作成されるものであり、支給決定とは異なる決定サービスコードで契約情報を作成した場合、エラーとなります。ただし、短期入所の場合、ご質問のとおり医療型の支給決定を受けている受給者が、医療機関以外を利用した場合、短期入所サービス費(Ⅰ)の請求となるため、事業所が医療型以外の決定サービスコードで契約情報を作成する場合も考えられ、自治体での審査により、支払を行うか否かを判断いただけるよう警告としております。
20	短期入所利用のみの利用者負担上限額管理加算	利用が短期入所のみの場合、上限管理をする事業所は、「障害者自立支援法関係Q&A10/30項番17」の、その月の最後の事業所でなくとも、主として利用している特定の短期入所事業所がある場合など、管理対象者の利用状況が適切に把握できる場合であれば、その事業所を上限額管理者とすることは差し支えないとあるが、今後もその扱いでよろしいか。	今後も同じ取扱いで差し支えありません。
21		2/20の会議資料(別添7)の生活介護の人員配置区分Ⅳ型～Ⅹ型の取扱い如何。	加算の算定に必要なのはⅠ型～Ⅲ型ですが、システム上、従来の項目をそのまま流用する為、必ず何かしら設定する必要があることから、Ⅳ型～Ⅹ型についても登録をお願いします。なお、一度登録をしていただければ、Ⅳ型～Ⅹ型間での変更については、変更の届出をする必要はございません。
22	特別地域加算の支給決定について	インタフェース仕様書共通編P14の決定サービスコードにおいて、特別地域加算の決定サービスコードが示されていますが、それに伴うインタフェース仕様書市町村編P17の項番10の決定支給量の設定は、どのように入力すればよろしいでしょうか。	決定支給量は、基本的に本体報酬に関して設定されるものです。特別地域加算については、支給量という概念が存在しないため決定支給量の欄は空白にさせていただいて問題ありません。
24	インタフェース仕様書サービス事業所編	インタフェース仕様書サービス事業所編のP62実績記録票の明細情報レコードにおいて、宿泊型自立訓練の項番33「入院・外泊時加算」が'0'(必要な場合に設定)となっているがどのような場合に設定を行うのか？	宿泊型自立訓練においては、そもそも「入院・外泊時加算」が対象となっていないため、当該インタフェース仕様書の誤りであり、よって、本項目を設定する必要はありません。もし、設定を行ったとしても国保連合会の点検処理ではチェックは行われません。
25	特別事業所加算と特別地域加算の算定方法について	介護給付費等サービスコード(平成21年4月施行版)(案)において、特定事業所加算や特別地域加算の合成単位数がプランクとなっているが、その算定についての取扱い如何。	特定事業所加算及び特別地域加算については、本体報酬のみに対して算定対象となります。(詳細については別紙1をご参照ください)
26	上限管理結果票の作成について	今回の報酬改定に伴い、上限管理結果票についての取扱い如何。	ある月の利用が上限管理事業所のみの場合には、当該月については、上限管理結果票の提出は必要ありません。その場合は、報酬改定前と同様に明細書情報(基本情報)の『上限管理事業所-指定事業所番号』『管理結果』『管理結果額』項目は入力しないでください。別紙2のとおり取扱い方法を纏めましたのでご参照ください。
27		介護給付費等単位数サービスコード(案)(請求サービスコード)とインタフェース仕様書共通編における決定サービスコードとの関係性如何。	左記の関係性については、別紙3、別紙4に整理しましたのでご参照ください。別紙については、例えば、居宅介護の場合、決定サービスコード111000(居宅介護身体介護決定)が設定されているれば、請求サービスコード(111111～112364)に基づいた請求が行えるということを整理したものとなっています。

28	継続的短期滞在加算について	平成21年2月版インタフェース仕様書(共通編)のP15 決定サービスコードから「420904:自立訓練(生活訓練)加算 継続的短期滞在加算」が削除されているが その取扱如何。	<p>短期滞在加算については、原則「心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる場合」についてのみ算定できることとし、継続的短期滞在加算は基本的に廃止となったため、一本の支給決定(「420905:自立訓練(生活訓練)加算 短期滞在加算」)に統一することとしたところです。したがって、平成21年4月サービス提供分から短期滞在加算を算定するためには「420905」の支給決定が必要となります。</p> <p>また、平成21年4月以前に既に短期滞在加算の届出をしている事業所においては、経過措置として23年度末まで継続的に短期滞在加算を算定することができることとなっているが、原則の日数を超過して短期滞在加算を算定した場合は、国保連合会の支払等システムの点検において、以下の警告となるため、市町村の審査にて当該加算の算定回数の適否を確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給決定情報に決定支給量を設定しており、決定支給量を超過して短期滞在加算を算定した場合 ⇒EG27(※資格:サービス提供量が決定支給量を超過しています)</li> <li>・支給決定情報に決定支給量を設定していない場合で、原則の日数を超過して短期滞在加算を算定した場合 ⇒EG60(※資格:サービス提供日数が原則の日数を超過しています)</li> <li>・同一月に複数の事業所にて短期滞在加算を算定しており、その算定した回数合計が設定した決定支給量、あるいは原則の日数を超過している場合 ⇒PP04(※支給量:サービス提供量、契約支給量の合計が決定支給量を超過)</li> </ul>
29		報酬留意事項の居宅介護において 2. 介護給付費 (1)居宅介護サービス費 ③の(三) 「(三)「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。ただし、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する指定居宅介護にあってはこの限りでない。」との記載があるが、夜間、深夜及び早朝の時間帯に提供する場合のみ、取扱いを変えるということか。また、他の所要時間の場合は、どのような取扱いとなるのか。 (例)31分から60分までは30分以上1時間未満	<p>夜間、深夜及び早朝の「所要時間30分未満の場合」で算定する場合のみ、取扱いを変えるということです。他の所要時間の場合は取扱いに変更はありません。事業所で請求を行うための簡易入力システムにおいては、居宅介護サービス提供実績記録票の入力において、提供時間が「20分以上」であれば、自動的に繰り上げて算定時間数を設定しているが、「20分未満の場合」については切捨てを行っています。そのため、事業所が夜間、深夜及び早朝の時間帯に、提供時間が20分未満の居宅介護サービスを行った場合は、実績記録票を入力する際に、修正する必要があります。(別紙5)</p>
30		報酬留意事項の施設入所サービスにおいて 2. 介護給付費 (10)施設入所支援サービス費 ⑩入院時支援特別加算の取扱い 「なお、当該加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費(補足給付)の算定が可能であること。」との記載が追記されているが、平成21年3月サービス提供以前についても算定可能なのか	平成21年3月サービス提供以前においても算定可能ですが、国保連合会の支払等システムの施設入所支援提供実績記録票の点検において、「入院時支援特別加算」を算定している日に、実費算定額欄の朝食・昼食・夕食・光熱水費に値が設定される場合、警告(PT53,PT54,PS86,PS87)が出力されるため、市町村の審査にて正常と判断してください。
31		報酬改定に伴い施設入所支援においては「重度障害者支援加算(Ⅱ)」、旧指定知的障害者入所更生施設においては「強度行動障害者特別支援加算」、知的障害児施設及び第二種自閉症児施設においては「強度行動障害児特別支援加算」について、「加算の算定した日から起算して90日以内 +700単位」の加算が算定可能となったが、決定サービスコードについては、それぞれ「320903:施設入所支援加算重度障害者支援加算Ⅱ対象者」及び「910912:旧知的入所更生加算強行」、「110908:知的障害児施設加算強度行動障害」、「130908:第2種自閉症児施設加算強度行動障害」と考えてよろしいか	<p>決定サービスコードについては、お見込みの通りです。なお、国保連合会の支払等システムにおいては、決定サービスコードごとにサービス提供量を算出し、決定支給量(入所系については、当該月の日数)を超えないことを点検しています。(下記の例を参照)</p> <p>〈例〉 施設入所支援において、施設入所支援加算Ⅱ1(サービスコード325770)と施設入所支援加算Ⅱ17(サービスコード325786)を同一月に算定</p> <p>サービス提供年月:「平成21年4月」 決定支給量:「設定無し」 決定サービスコード:「320903:施設入所支援加算重度障害者支援加算Ⅱ対象者」</p> <p>325770:施設入所支援加算Ⅱ1 回数=30(①) 325786:施設入所支援加算Ⅱ17 回数=30(②) →サービス提供量は①+②の合計 →60(①+②) &gt; 30(決定支給量)となり[EG62]が発生</p> <p>したがって、従来の加算と今般の報酬改定で追加となった90日間につき算定可能な加算を同一月に算定した場合は、国保連合会の支払等システムの点検において、以下の警告となるため、市町村の審査にて当該加算の算定回数の適否を確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスにおいて、支給決定情報に決定支給量を設定しており、算定回数が決定支給量を超過した場合 ⇒EG27(※資格:サービス提供量が決定支給量を超過しています)</li> <li>・障害福祉サービスにおいて、支給決定情報に決定支給量を設定していない場合で、算定回数が当該月の日数を超過した場合 ⇒EG62(※資格:サービス提供日数が当該月の日数を超過しています)</li> <li>・障害児施設支援において、算定回数が当該月の日数を超過した場合 ⇒EG65(※資格:サービス提供日数が当該月の日数を超過しています)</li> </ul>

32		平成21年2月版インタフェース仕様書(共通編)のP15 決定サービスコードに「412000:自立訓練(機能訓練)基本決定(視覚障害)」が追加されているが その取扱如何。	「412000:自立訓練(機能訓練)基本決定(視覚障害)」を支給決定することにより、「機能訓練サービス費(Ⅰ)」、「機能訓練サービス費(Ⅱ)」および「基準該当機能訓練サービス費」の報酬を算定することが可能です。また、「411000:自立訓練(機能訓練)基本決定」の支給決定では、「機能訓練サービス費(Ⅱ)(3)視覚障害者に対する専門的訓練の場合」の報酬は算定できないため、現在、411000を支給決定している視覚障害者については、必要に応じて412000の支給決定への変更が必要となります。この場合の受給者異動連絡票情報(支給決定情報)の変更方法としては、異動区分「3:終了」の411000と異動区分「1:新規」の412000を作成してください。サービス提供年月において、「411000」「412000」のいずれかの支給決定が有効となるよう設定してください。(「411000」と「412000」の両方の支給決定が有効となる必要はありません)
33		インタフェース仕様書(事業所編)のP91、P147において、「家庭連携加算、訪問支援特別加算は、実提供時間に加え、算定する時間数も設定する。1時間未満の場合、算定時間に1を設定し、1時間を超える場合は算定時間に2を設定する。」と記載があるが、ちょうど1時間のサービスを提供した場合は算定時間に「2」を設定するということでしょうか？ 「2」で正しい場合は、P91、P147「実績記録票インタフェース設定」例の3日の記載については提供時間が13:00～14:00となっており、算定時間に「1」が記載されているが、「2」の誤りという認識でしょうか？	おみこみの通り。 所要時間1時間以上の場合2を設定します。
34		インタフェース仕様書(事業所編)のP82において、「最小単位(1時間)で日をまたがった場合、またがった時間分は開始時間が属する日の分として設定する(23:45～00:45は前日分として設定することになる)。」と記載があるが、平成21年4月以降、重度訪問介護のきざみ時間の最小単位は30分となっているため、「最小単位(30分)で日をまたがった場合、またがった時間分は開始時間が属する日の分として設定する(23:45～00:15は前日分として設定することになる)。」が正しいということでしょうか？  上記で正しい場合は、P82「実績記録票インタフェース設定(様式3-1)」例の1日の記載については提供時間が21:45～00:15、算定時間は「2.5」2日の記載については提供時間が00:15～2:45、算定時間は「2.5」の誤りという認識でしょうか？	おみこみの通り。 重度訪問介護のきざみ時間の最小単位は30分単位です。
35		以下の多機能型事業所(全体定員数:61人)の場合 生活介護:定員20人 就労継続支援A型:定員21人(重度者支援体制加算あり) 就労継続支援B型:定員20人(重度者支援体制加算あり)  (1)生活介護においては、「平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A(VOL2)」の問4-2とその答において、「生活介護の「単位」の利用定員に応じた加算単価とする」と示されています。これは、本体報酬の算定にあたっては全体定員が61人であることを考慮し「定員61人以上80人以下」の請求サービスコードを用いるが、人員配置体制加算の算定にあたっては「定員60人以下」の請求サービスコードを用いるということか。それとも人員配置体制加算の算定にあたっては「定員61人以上」の請求サービスコードを用いるということか。	(1)生活介護については、多機能型や複数の単位で事業を実施している場合、本体報酬を算定する場合の定員区分と人員配置体制加算を算定する場合の定員区分が異なる場合があります。  支払等システムでは、事業所台帳との点検において、定員区分との点検を実施しております。 お問い合わせの事例の場合、本体報酬は「定員61人以上80人以下」を算定することとなりますが、人員配置体制加算については、「定員60人以下」を算定することとなります。 この場合、事業所台帳の定員区分に「03:61人以上80人以下」のみが設定されている場合、点検において、警告(PA69)が出力されるため、市町村の審査において、必要に応じて都道府県に事業所の定員区分等について確認をとり、適否を判断してください。 事業所台帳(サービス情報)に、本体報酬を算定するための定員区分と加算を算定するための定員区分の2つの情報が登録(サービス提供単位番号で異なる番号を使用すれば、一つのサービス種類で複数のサービス情報を登録することが可能です。)されていれば正常と判断されます。ただし、いずれの定員区分の報酬であっても支払等システムでは正常となります。
36		(2)上記の項番35の事例の場合、就労継続支援A型、及び就労継続支援B型の本体報酬及び重度者支援加算については、「定員61人以上80人以下」の請求サービスコードを用いるのか。	(2)本体報酬の算定については、全体定員が61人であることを考慮し「定員61人以上80人以下」の請求サービスコードを用いることとなりますが、重度者支援体制加算については、該当事業において重度者を一定割合利用させていることに対する加算のため、重度者支援体制加算が、 イ 定員20人以下 ロ 定員21人以上40人以下 ハ 定員41人以上60人以下 ニ 定員61人以上80人以下 ホ 定員81人以上 に分かれていることをふまえ、今回のケースの場合、それぞれ以下の算定となります。 ①就労継続支援A型の重度者支援体制加算 → ロの定員21人以上40人以下で算定 ②就労継続支援B型の重度者支援体制加算 → イの定員20人以下で算定 この場合、支払等システムの点検において、警告(PA31)が出力されるため、市町村の審査において、必要に応じて都道府県に事業所の定員区分等について確認をとり、正常と判断してください。 なお、就労継続支援B型の目標工賃達成指導員配置加算についても、同様の取扱いとなります。

37	<p>施設入所支援において、提供単位の異なる以下の事業所を一体的に管理している場合  ①施設入所支援 定員41人(夜勤職員配置体制あり)  ②施設入所支援 定員39人(夜勤職員配置体制あり)</p> <p>本体報酬の算定にあたっては全体定員が80人であることを考慮し「ロ定員61人以上80人以下」の請求サービスコードを用いるが、夜勤職員配置体制加算の算定にあたっては①については、「定員41人以上60人以下」の請求サービスコードを用い、②については「定員21人以上40人以下」の請求サービスコードを用いるということか。</p>	<p>お見込みのとおりです。また、支払等システムの点検については、項番35の取り扱いと同様です。  事業所台帳の定員区分に「02:41人以上60人以下」のみが設定されている場合、点検において、警告(PA87)が出力されるため、市町村の審査において、必要に応じて都道府県に事業所の定員区分等について確認をとり、適否を判断してください。  事業所台帳(サービス情報)に、本体報酬を算定するための定員区分と加算を算定するための定員区分の2つの情報が登録(サービス提供単位番号で異なる番号を使用すれば、一つのサービス種類で複数のサービス情報を登録することが可能です。)されていれば正常と判断されます。ただし、いずれの定員区分の報酬であっても支払等システムでは正常となります。</p>
38	<p>平成21年3月11日の事務連絡において、サービス実績記録票の記載例が示されたが、就労移行支援、就労継続支援について、「施設外支援」となっている箇所に開始時間、終了時間の記載があったが、新たに記載が必要となったのか。</p>	<p>3月11日に送付した実績記録票の記載例の誤りですので、就労移行支援、就労継続支援について、「施設外支援」となっている箇所に開始時間、終了時間の記載は必要ありません。  削除したものを差し替えてWAMNETに掲載しましたので、ご確認ください。</p>
39	<p>平成21年4月の報酬改定により、新たな決定サービスコードが追加されたが、市町村が国保連合会に対し、受給者異動連絡票情報(支給決定情報)に新たな「決定サービスコード」を送信する際の「支給量単位区分」は、何を設定するのか。</p>	<p>別紙6のとおり、決定サービスコードごとの設定内容及び該当する障害程度区分を取り纏めましたので、ご参照ください。</p>
40	<p>短期入所を提供しており、上限額管理事業所になっている。  今月は、当事業所の利用はなく、他事業所(基準該当事業所)のみの利用があった。  上限額管理加算のみを請求するために明細書を作成するが、サービス種別24:短期入所について、以下のインターフェースの設定はいつを入力すればよいか。  ●介護給付費等 明細書 日数情報レコード  開始年月日および終了年月日</p>	<p>お問い合わせの事例については、現在のところインターフェース仕様における規定がないため、「開始年月日」には、当該月の1日を設定、「終了年月日」には、当該月の末日を設定してください。</p>

# 特定事業所加算と特別地域加算を併給した場合の単位数の算定方法について

(様式第二)

(様式第二)

## 介護給付費・訓練等給付費等明細書

(居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号	X	X	X	X	X	X	平成 2 1 年 0 4 月 分
助成自治体番号	Y	Y	Y	Y	Y	Y	

平成 2 1 年 0 4 月 分

受給者証番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X
支給決定障害者等氏名	XX XX								
支給決定に係る障害児氏名									

指定事業所番号	X	X	1	X	X	X	X	X	X	X	X
事業者及びその事業所の名称	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX										
地域区分	特甲地										
就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	1										

利用者負担上限月額 ① 1 5 0 0 0 就労継続支援A型減免対象者 2

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	9	9	1	0	0	0	0	0	1	管理結果	3	管理結果額	X	X	X	X
	事業所名称																

サービス種別	1	1	開始年月日	平成 2 1 年 0 4 月 0 1 日	終了年月日	平成	年	月	日	利用日数	6	入院日数		
			開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日	利用日数	入院日数
			開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日	利用日数	入院日数

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
身体日中1.5	1 1 1 1 1 9	5 8 4	4	2 3 3 6	
身体早朝1.0	1 1 1 1 9 9	5 0 3	4	2 0 1 2	
身体夜間0.5深夜1.0	1 1 1 4 9 1	8 1 3	4	3 2 5 2	
家事早朝0.5	1 1 6 1 9 5	1 3 1	4	5 2 4	
居介特定事業所加算 I	1 1 6 0 1 0	1 6 2 5	1	1 6 2 5	
居介特別地域加算	1 1 6 0 1 5	1 2 1 9	1	1 2 1 9	
居介利用者負担上限額管理加算	1 1 5 0 1 0	1 5 0	1	1 5 0	月1回の算定となります。
居介初回加算	1 1 6 0 2 0	2 0 0	1	2 0 0	

算定方法

### 1. 特定事業所加算 I の単位数の算定

$$8,124 \text{ 単位} \times 20 / 100 = 1,624.8 \text{ 単位} \Rightarrow 1,625 \text{ 単位}$$

本体報酬の単位数の1ヶ月分の集計値

都道府県に届け出ている割合

四捨五入を行います。  
(平二〇障発一〇三一〇〇一 第二 1(1) 算定上における端数処理について)

※特定事業所加算の算定範囲に、**特別地域加算の単位数は含まれません。**

調整後利用者負担額																			
上限額管理後利用者負担額																			
決定利用者負担額																			
請求額	給付費																		
	特別対策費																		
自治体助成分請求額																			

特定障害者特別給付費	算定日額	日数	市町村請求額	実費算定額

枚中 枚目

## 介護給付費・訓練等給付費等明細書

(居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

市町村番号	X	X	X	X	X	X	平成 2 1 年 0 4 月 分
助成自治体番号	Y	Y	Y	Y	Y	Y	

平成 2 1 年 0 4 月 分

受給者証番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X
支給決定障害者等氏名	XX XX								
支給決定に係る障害児氏名									

指定事業所番号	X	X	1	X	X	X	X	X	X	X
事業者及びその事業所の名称	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX									
地域区分	特甲地									
就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	1									

利用者負担上限月額 ① 1 5 0 0 0 就労継続支援A型減免対象者 2

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	9	9	1	0	0	0	0	0	1	管理結果	3	管理結果額	X	X	X	X
	事業所名称																

サービス種別	1	1	開始年月日	平成 2 1 年 0 4 月 0 1 日	終了年月日	平成	年	月	日	利用日数	6	入院日数		
			開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日	利用日数	入院日数
			開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日	利用日数	入院日数

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
身体日中1.5	1 1 1 1 1 9	5 8 4	4	2 3 3 6	
身体早朝1.0	1 1 1 1 9 9	5 0 3	4	2 0 1 2	
身体夜間0.5深夜1.0	1 1 1 4 9 1	8 1 3	4	3 2 5 2	
家事早朝0.5	1 1 6 1 9 5	1 3 1	4	5 2 4	
居介特定事業所加算 I	1 1 6 0 1 0	1 6 2 5	1	1 6 2 5	
居介特別地域加算	1 1 6 0 1 5	1 2 1 9	1	1 2 1 9	
居介利用者負担上限額管理加算	1 1 5 0 1 0	1 5 0	1	1 5 0	月1回の算定となります。
居介初回加算	1 1 6 0 2 0	2 0 0	1	2 0 0	

算定方法

### 2. 特別地域加算の単位数の算定

$$8,124 \text{ 単位} \times 15 / 100 = 1,218.6 \text{ 単位} \Rightarrow 1,219 \text{ 単位}$$

本体報酬の単位数の1ヶ月分の集計値

特別地域加算の加算割合

四捨五入を行います。  
(平二〇障発一〇三一〇〇一 第二 1(1) 算定上における端数処理について)

※特別地域加算の算定範囲に、**特定事業所加算の単位数は含まれません。**

調整後利用者負担額																			
上限額管理後利用者負担額																			
決定利用者負担額																			
請求額	給付費																		
	特別対策費																		
自治体助成分請求額																			

特定障害者特別給付費	算定日額	日数	市町村請求額	実費算定額

枚中 枚目



サービスの利用状況と上限額管理結果票作成の要否  
 上限管理事業所が上限額管理加算対象サービス事業所の場合の事例

別紙2

※：利用者負担上限月額額は全て6,500円。

項番	自事業所 利用	関係事業所		状態	管理 結果	加算 有無	結果票 作成要否	例			備考			
		利用	数					イ	ロ	ハ				
1	「有」	「有」		自事業所分で上限 超過	「1」	「有」	要	イ	自事業所分	上限額管理加算以外	6,500円			
									上限額管理加算	150円				
									関連事業所分	2,000円				
2						自事業所分と関係 事業所分を合算し ても上限以下		「2」	「有」	ロ	自事業所分	上限額管理加算以外	6,400円	現在は 「3」を 設定
										上限額管理加算	150円			
										関連事業所分	2,000円			
3										ハ	自事業所分	上限額管理加算以外	6,350円	現在は 「3」を 設定
						上限額管理加算	150円							
						関連事業所分	2,000円							
4			自事業所分と関係 事業所分を合算し ても上限以下	「2」	「有」	イ	自事業所分	上限額管理加算以外	4,000円					
									上限額管理加算	150円				
									関連事業所分	2,000円				
5			自事業所分と関係 事業所分を合算し ても上限以下	「2」	「有」	ロ	自事業所分	上限額管理加算以外	4,350円					
									上限額管理加算	150円				
						関連事業所分	2,000円							
6			自事業所分と関係 事業所分を合算し ても上限以下	「2」	「有」	イ	自事業所分	上限額管理加算以外	5,400円					
									上限額管理加算	150円				
						関連事業所分	2,000円							
7			自事業所分と関係 事業所分を合算し ても上限超過	「3」	「有」	ロ	自事業所分	上限額管理加算以外	4,400円	現在は 「2」を 設定				
								上限額管理加算	150円					
								関連事業所分	2,000円					
8	「有」	「無」		自事業所分で上限 超過	「無」	「無」	不要	イ	自事業所分	上限額管理加算以外	6,500円			
														上限額管理加算
9				自事業所分と関係 事業所分を合算し ても上限以下	「無」	「無」		イ	自事業所分	上限額管理加算以外	6,350円			
										上限額管理加算	—			
										関連事業所分	—			
10	「無」	「有」	1	自事業所分と関係 事業所分を合算し ても上限以下	「2」	「有」	要	イ	自事業所分	上限額管理加算以外	—			
												上限額管理加算	150円	
												関連事業所分	6,000円	
11						自事業所分と関係 事業所分を合算し ても上限超過	「3」	「有」	イ	自事業所分	上限額管理加算以外	—	現在は 「2」を 設定	
												上限額管理加算	150円	
										関連事業所分	6,400円			
12			2以上	自事業所分と関係 事業所分を合算し ても上限以下	「2」	「有」	要	イ	自事業所分	上限額管理加算以外	—			
														上限額管理加算
											関連事業所a分	3,000円		
											関連事業所b分	3,000円		
13				自事業所分と関係 事業所分を合算し ても上限以下	「2」	「有」		ロ	自事業所分	上限額管理加算以外	—			
												上限額管理加算	150円	
										関連事業所a分	3,350円			
										関連事業所b分	3,000円			
14			自事業所分と関係 事業所分を合算し ても上限以下	「2」	「有」	イ	自事業所分	上限額管理加算以外	—					
												上限額管理加算	150円	
												関連事業所a分	6,400円	
										関連事業所b分	3,000円			
15			自事業所分と関係 事業所分を合算し ても上限超過	「3」	「有」	ロ	自事業所分	上限額管理加算以外	—	現在は 「2」を 設定				
												上限額管理加算	150円	
										関連事業所a分	3,500円			
										関連事業所b分	3,000円			

※上限額管理結果票が不要なケースでは、請求明細書情報の『上限額管理事業所-「指定事業所番号」「管理結果」「管理結果額」』項目については入力しないでください。

### 【別紙3】請求サービスコードと決定サービスコードについて

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
11	居宅介護	居宅における身体介護	111111～112364	111000
		通院介助(身体介護を伴う場合)	113111～114364	113000
		家事援助	116111～116574	112000
		通院介助(身体介護を伴わない場合)	117111～117574	114000
		通院等乗降介助	118111～118126	115000
		利用者負担上限額管理加算	115010	111000
		特定事業所加算	116010～116012	112000
				113000
				114000
				115000
		特別地域加算	116015	110908
		初回加算	116020	111000
				112000
				113000
114000				
緊急時対応加算	116025	111000		
		113000		
12	重度訪問介護	重度障害者等の場合 (重度訪問介護Ⅰ)	121121～121182	121000
			122121～122182	
			123121～123182	
			124121～124182	
		障害程度区分6に該当する者の場合 (重度訪問介護Ⅱ)	121221～121282	122000
				122221～122282
				123221～123282
				124221～124282
		重度訪問介護サービス費	121321～121382	123000
				122321～122382
				123321～123382
				124321～124382
		利用者負担上限額管理加算	125010	121000
				122000
123000				
移動介護加算	125790～125801	120901		
特定事業所加算	126010～126012	121000		
		122000		
		123000		
特別地域加算	126015	120908		
初回加算	126020	121000		
		122000		
緊急時対応加算	126025	122000		
		123000		

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード		
13	行動援護	行動援護	131111~131262 139111~139262	131000		
		利用者負担上限額管理加算	135010	131000		
		特定事業所加算	136010~136012			
		特別地域加算	136015	130908		
		初回加算	136020	131000		
		緊急時対応加算	136025			
14	重度包括支援	重度包括支援	141111、141211	141000		
21	療養介護	療養介護サービス費(Ⅰ)	211111~211144 218111~218144 219111~219144	211000		
		療養介護サービス費(Ⅱ)	211211~211244 218211~218244 219211~219244			
		療養介護サービス費(Ⅲ)	211311~211344 218311~218344 219311~219344			
		療養介護サービス費(Ⅳ)	211411~211442 218411~218442 219411~219442	211000 212000		
		療養介護サービス費(Ⅴ)	211511~211544 218511~218544 219511~219544			
		地域移行加算	215030		211000	
		福祉専門職員配置等加算	216035、216036		212000	
		激変緩和加算(特別対策)	219990			
		22	生活介護	生活介護サービス費	222111~222354 228551~228794 229551~229794	221000 222000
				基準該当生活介護	221551	221000
利用者負担上限額管理加算	225010			221000		
初期加算	225050			222000		
視覚・聴覚言語支援体制加算	225060					
食事提供体制加算	225070					
訪問支援特別加算	225600、225601					
リハビリテーション加算	226030					
福祉専門職員配置等加算	226035、226036					
欠席時対応加算	226040					
人員配置体制加算	227050~227061					
激変緩和加算(特対)	229990					

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
23	児童デイ	児童デイサービス費(Ⅰ)	231111~231132	231000
			238111~238132	
			239111~239132	
		児童デイサービス費(Ⅱ)	231211~231232	231000
			238211~238232	
			239211~239232	
		利用者負担上限額管理加算	235010	231000
		送迎加算	235080	
		訪問支援特別加算	235600、235601	
		家庭連携加算	235610、235611	
福祉専門職員配置等加算	236035、236036			
欠席時対応加算	236040			
指導員加配加算	236050~236057			
医療連携体制加算	236065、236066			
24	短期入所	福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	241111~241115	241000
			248111~248115	242000
			249111~249115	243000
		福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	241131~241135	244000
			248131~248135	
			249131~249135	
		福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	241121~241123	245000
			248121~248123	246000
			249121~249123	
		福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	241141~241143	242000
			248141~248143	
			249141~249143	
		医療型短期入所サービス費	241211	242000
			241411	245000
			248211	243000
			248411	
			249211	
			249411	246000
241311				
248311				
医療型特定短期入所サービス費	249311	242000		
	241212			
	241412			
	248212	243000		
	248412			
	249212			
249412	246000			
241312				
248312				
249312				

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード		
		利用者負担上限額管理加算	245010	241000		
		食事提供体制加算	245070	242000		
		栄養士配置加算	245150、245160	243000 244000 245000 246000		
		重度障害者支援加算	245690	240902		
		短期利用加算	246045	241000		
		単独型加算	246060	242000		
		医療連携体制加算	246065、246066	243000 244000 245000 246000		
		31	共同生活介護	共同生活介護サービス費(Ⅰ)	311111~311156 319111~319156	311000
				共同生活介護サービス費(Ⅱ)	311411~311456 319411~319456	
				共同生活介護サービス費(Ⅲ)	311511~311556 319511~319556	
				共同生活介護サービス費(Ⅳ)	311611~311656 319611~319656	
				経過的居宅介護利用型共同生活介護 サービス費	311211~311213 319211~319213	312000
				個人単位で居宅介護等を 利用する場合(特例)	311311~311396 319311~319396	313000
				自立生活支援加算	315090	310903
		日中支援加算	315110、315111	311000		
		夜間支援体制加算	315620~315646	311000 313000		
		入院時支援特別加算	315660、315661	311000		
		長期入院時支援特別加算	315662、315663	312000		
		帰宅時支援加算	315670、315671	313000		
		長期帰宅時支援加算	315672、315673			
		重度障害者支援加算	315690	310902		
		福祉専門職員配置等加算	316035、316036	311000		
		医療連携体制加算	316065、316066	312000 313000		
		地域生活移行個別支援特別加算	316070	310906		
		激変緩和加算(特対)	319990	311000 312000 313000		

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード		
32	施設入所	定員40人以下	322111~322158 328551~328598	321000 322000		
		定員41人以上60人以下	322161~322208 328601~328648	323000		
		定員61人以上80人以下	322211~322258 328651~328698			
		定員81人以上	322261~322308 328701~328748			
		地域移行加算	325030	321000		
		栄養士配置加算	325150~325163	322000		
		入所時特別支援加算	325500	323000		
		入院時支援特別加算	325660、325661			
		重度障害者支援加算(Ⅰ)	325690、325691			
		入院・外泊時加算	325710~325715			
		長期入院等支援加算	325716~325721			
		重度障害者支援加算(Ⅱ)	325770~325786	320903		
		地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)	326070	321000 322000 323000		
		地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)	326071	320906		
		土日等日中支援加算	326075	321000		
		夜間看護体制加算	326085	322000		
		栄養マネジメント加算	326090	323000		
		経口移行加算	326095			
		経口維持加算	327010、327011			
		療養食加算	327015			
		夜勤職員配置体制加算	327070~327075			
		激変緩和加算(特対)	329990			
		33	共同生活援助	共同生活援助サービス費(Ⅰ)	331111~331116 339111~339116	331000
				共同生活援助サービス費(Ⅱ)	331211~331216 339211~339216	
				共同生活援助サービス費(Ⅲ)	331411~331416 339411~339416	
				共同生活援助サービス費(Ⅳ)	331511~331516 339511~339516	
				共同生活援助サービス費(Ⅴ)	331611~331616 339611~339616	
経過的居宅介護利用型共同生活援助 サービス費	331311~331313 339311~339313					
自立生活支援加算	335090			330903		

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
		日中支援加算	335110	331000
		入院時支援特別加算	335660、335661	
		長期入院時支援特別加算	335662	
		帰宅時支援加算	335670、335671	
		長期帰宅時支援加算	335672	
		夜間防災体制加算	335750~335754	
		福祉専門職員配置等加算	336035、336036	
		医療連携体制加算	336065、336066	
		地域生活移行個別支援特別加算	336070	330906
		激変緩和加算(特対)	339990	331000
34	宿泊型自立訓練	生活訓練サービス費(Ⅲ)	341111~341122	341000
			348111~348122	
			349111~349122	
		初期加算	345050	341000
		食事提供体制加算	345070	
		日中支援加算	345110	
		地域移行加算	345530	
		入院時支援特別加算	345660、345661	
		長期入院時支援特別加算	345662	
		帰宅時支援加算	345670、345671	
		長期帰宅時支援加算	345672	
		福祉専門職員配置等加算	346035、346036	
		地域生活移行個別支援特別加算	346070	340906
		通勤者生活支援加算	347035	341000
地域移行支援体制強化加算	347080			
激変緩和加算(特対)	349990			
41	自立訓練 (機能訓練)	機能訓練サービス費(Ⅰ)	411111~411158	411000
			418111~418158	412000
			419111~419158	
		機能訓練サービス費(Ⅱ)	411211~411222	
		機能訓練サービス費(Ⅱ) (視覚障害者に対する専門的訓練)	411231、411232	412000
		基準該当機能訓練サービス費	411311	411000
				412000
		利用者負担上限額管理加算	415010	411000
		初期加算	415050	412000
		視覚・聴覚言語支援体制加算	415060	
		食事提供体制加算	415070	
		リハビリテーション加算	416030	
		福祉専門職員配置等加算	416035、416036	
欠席時対応加算	416040			
激変緩和加算(特対)	419990			

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード	
42	自立訓練 (生活訓練)	生活訓練サービス費(Ⅰ)	421111~421158 428111~428158 429111~429158	421000	
		生活訓練サービス費(Ⅱ)	421211~421222		
		基準該当生活訓練サービス費	421311		
		利用者負担上限額管理加算	425010	421000	
		初期加算	425050		
		視覚・聴覚言語支援体制加算	425060		
		食事提供体制加算	425070、425071		
		短期滞在加算	425220、425221	420905	
		精神障害者退院支援施設加算	425230、425231	420903	
		福祉専門職員配置等加算	426035、426036	421000	
		欠席時対応加算	426040		
		医療連携体制加算	426065、426066		
		激変緩和加算(特対)	429990		
		43	就労移行支援	就労移行支援サービス費(Ⅰ)	431111~431158 438111~438158 439111~439158
利用者負担上限額管理加算	435010			431000	
初期加算	435050				
視覚・聴覚言語支援体制加算	435060				
食事提供体制加算	435070				
精神障害者退院支援施設加算	435230、435231			430903	
就労移行支援体制加算	435240~435244			431000	
訪問支援特別加算	435600、435601				
福祉専門職員配置等加算	436035、436036				
欠席時対応加算	436040				
医療連携体制加算	436065、436066				
就労支援関係研修修了加算	437040				
施設外就労加算	437045				
激変緩和加算(特対)	439990				
44	就労移行支援 (養成施設)	就労移行支援サービス費(Ⅱ)	441111~441158 448111~448158 449111~449158	441000	
		利用者負担上限額管理加算	445010		441000
		初期加算	445050		
		視覚・聴覚言語支援体制加算	445060		
		食事提供体制加算	445070		
		就労移行支援体制加算	445240~445244		
		訪問支援特別加算	445600、445601		
		福祉専門職員配置等加算	446035、446036		
		欠席時対応加算	446040		
		医療連携体制加算	446065、446066		
		就労支援関係研修修了加算	447040		
		激変緩和加算(特対)	449990		



サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
45	就労継続支援A型	就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)	451201~451244	451000
			458201~458244	
			459201~459244	
		就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)	451101~451144	
			458101~458144	
			459101~459144	
		利用者負担上限額管理加算	455010	451000
		初期加算	455050	
		視覚・聴覚言語支援体制加算	455060	
		食事提供体制加算	455070	
		就労移行支援体制加算	455240	
		訪問支援特別加算	455600、455601	
		重度者支援体制加算	455810~455814	
		福祉専門職員配置等加算	456035、456036	
		欠席時対応加算	456040	
医療連携体制加算	456065、456066			
施設外就労加算	457045			
激変緩和加算(特対)	459990			
46	就労継続支援B型	就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)	461111~461154	461000
			468111~468154	
			469111~469154	
		就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	461211~461254	
			468211~468254	
			469211~469254	
		基準該当就労継続支援B型サービス費	461311~461314	461000
			469311~469314	
		利用者負担上限額管理加算	465010	
		初期加算	465050	
		視覚・聴覚言語支援体制加算	465060	
		食事提供体制加算	465070	
		就労移行支援体制加算	465240	
		目標工賃達成加算	465250、465251	
		目標工賃達成指導員配置加算	465255~465259	
訪問支援特別加算	465600、465601			
重度者支援体制加算	465810~465814			
福祉専門職員配置等加算	466035、466036			
欠席時対応加算	466040			
医療連携体制加算	466065、466066			
施設外就労加算	467045			
激変緩和加算(特対)	469990			
51	相談支援	サービス利用計画作成費(Ⅰ)	511111、511112	511000
				512000
				513000
				514000

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
		サービス利用計画作成費(Ⅰ) (特別地域加算対象の場合)	511113、511114	513000 514000
		サービス利用計画作成費(Ⅱ)	511211~511213	512000 514000
		サービス利用計画作成費(Ⅱ) (特別地域加算対象の場合)	511214、511215	514000
81	旧身体障害者 入所更生施設 支援	旧身体障害者入所更生施設支援費	811111~811246 818111~818246	810000
		視覚・聴覚言語支援体制加算	815060~815063	810000
		入所時特別支援加算	815500	
		退所時特別支援加算	815510	
		常勤医師加算	815520~815523	
		重度重複障害者加算	815530	810911
		入院時特別支援加算	815660、815661	810000
		入院・外泊時加算	815710~815725	
		長期入院等支援加算	815726~815741	
		リハビリテーション加算	816030	
		療養食加算	817015	
		激変緩和加算(特対)	819990	
82	旧身体障害者 通所更生施設 支援	旧身体障害者通所更生施設支援費	821111~811232 818111~818232	820000
		利用者負担上限額管理加算	825010	820000
		食事提供体制加算	825070	
		入所時特別支援加算	825500	
		退所時特別支援加算	825510	
		重度重複障害者加算	825530	820911
		訪問支援特別加算	825600、825601	820000
		リハビリテーション加算	826030	
		欠席時対応加算	826040	
		激変緩和加算(特対)	829990	
83	旧身体障害者 入所療護施設 支援	旧身体障害者入所療護施設支援費	831111~831166 838111~838166	830000
		入所時特別支援加算	835500	830000
		退所時特別支援加算	835510	
		常勤医師加算	835520~835523	
		重度重複障害者加算	835530	830911
		遷延性意識障害者加算	835540	830916
		筋萎縮性側索硬化証等障害者加算	835550	830915
		神経内科医加算	835560	830000
		看護師加算	835570	
		入院時特別支援加算	835660、835661	
		入院・外泊時加算	835710~835721	
		長期入院等支援加算	835722~835733	
		リハビリテーション加算	836030	
		経口移行加算	836095	

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
		経口維持加算	837010、837011	
		療養食加算	837015	
		激変緩和加算(特対)	839990	
84	旧身体障害者 通所療護施設 支援	旧身体障害者通所療護施設支援費	841111~841312 848111~848312	840000
		利用者負担上限額管理加算	845010	840000
		食事提供体制加算	845070	
		入所時特別支援加算	845500	
		退所時特別支援加算	845510	
		重度重複障害者加算	845530	840911
		訪問支援特別加算	845600、845601	840000
		リハビリテーション加算	846030	
		欠席時対応加算	846040	
		激変緩和加算(特対)	849990	
85	旧身体障害者 入所授産施設 支援	旧身体障害者入所授産施設支援費	851111~851146 858111~858146	850000
		視覚・聴覚言語支援体制加算	855060~855063	850000
		入所時特別支援加算	855500	
		退所時特別支援加算	855510	
		重度重複障害者加算	855530	850911
		入院時特別支援加算	855660、855661	850000
		入院・外泊時加算	855710~855717	
		長期入院等支援加算	855718~855725	
		療養食加算	857015	
		激変緩和加算(特対)	859990	
86	旧身体障害者 通所授産施設 支援	旧身体障害者通所授産施設支援費	861111~861912 868111~868912	860000
		利用者負担上限額管理加算	865010	860000
		食事提供体制加算	865070	
		入所時特別支援加算	865500	
		退所時特別支援加算	865510	
		重度重複障害者加算	865530	860911
		訪問支援特別加算	865600、865601	860000
		欠席時対応加算	866040	
		激変緩和加算(特対)	869990	
91	旧知的障害者 入所更生施設 支援	旧知的障害者入所更生施設支援費	911111~911186 918111~918186	910000
		入所時特別支援加算	915500	910000
		退所時特別支援加算	915510	
		重度重複障害者加算	915530	910911
		強度行動障害者特別支援加算	915580~915583	910912
		自活訓練加算Ⅰ	915590	910913
		自活訓練加算Ⅱ	915591	910914

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
		入院時特別支援加算	915660、915661	910000
		入院・外泊時加算	915710～915721	
		長期入院等支援加算	915722～915733	
		療養食加算	917015	
		激変緩和加算(特対)	919990	
92	旧知的障害者 通所更生施設 支援	旧知的障害者通所更生施設支援費	921111～921912 928111～928912	920000
		利用者負担上限額管理加算	925010	920000
		食事提供体制加算	925070	
		栄養管理体制加算	925150～925161	
		入所時特別支援加算	925500	
		退所時特別支援加算	925510	920911
		重度重複障害者加算	925530	
		訪問支援特別加算	925600、925601	
		欠席時対応加算	926040	920000
		激変緩和加算(特対)	929990	
93	旧知的障害者 入所授産施設 支援	旧知的障害者入所授産施設支援費	931111～931146 938111～938146	930000
		入所時特別支援加算	935500	930000
		退所時特別支援加算	935510	
		重度重複障害者加算	935530	930911
		自活訓練加算Ⅰ	935590	930913
		自活訓練加算Ⅱ	935591	930914
		入院時特別支援加算	935660、935661	930000
		入院・外泊時加算	935710～935717	
		長期入院等支援加算	935718～935725	
		療養食加算	937015	
		激変緩和加算(特対)	939990	
94	旧知的障害者 通所授産施設 支援	旧知的障害者通所授産施設支援費	941111～941912 948111～948912	940000
		利用者負担上限額管理加算	945010	940000
		食事提供体制加算	945070	
		栄養管理体制加算	945150～945161	
		入所時特別支援加算	945500	
		退所時特別支援加算	945510	940911
		重度重複障害者加算	945530	
		訪問支援特別加算	945600、945601	
		欠席時対応加算	946040	940000
		激変緩和加算(特対)	949990	

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
95	旧知的障害者 通勤寮支援	旧知的障害者通勤寮支援費	951111~951132 958111~958132	950000
		食事提供体制加算	955070	950000
		入所時特別支援加算	955500	
		退所時特別支援加算	955510	
		入院時特別支援加算	955660、955661	
		入院・外泊時加算	955710、955711	
		長期入院等支援加算	955712、955713	
		激変緩和加算(特対)	959990	

【別紙4】請求サービスコードと決定サービスコードについて(障害児施設支援)

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
11	知的障害児施設	指定知的障害児施設の場合	111111~111312 118111~118312	111000
		自活訓練加算	115020、115021	110910
		職業指導員加算	115050~115072	111000
		重度障害児加算(Ⅰ)	115100	110903
		重度障害児加算(Ⅱ)	115101	110904
		重度重複障害児加算	115110	110909
		強度行動障害児特別支援加算	115120、115121	110908
		栄養士配置加算	115130~115216	111000
		入院時特別支援加算	115340、115341	
		入院外泊時加算	115380~115391	
		長期入院等支援加算	115392~115397	
		心理担当職員配置加算	115400~115420	
		看護師配置加算	115440~115460	
		地域移行加算	115480	
		栄養マネジメント加算	115485	
		福祉専門職員配置等加算	115490、115491	
		小規模加算	115520~115525	
激変緩和加算(特対)	119990			
12	第一種自閉症児 施設	指定第一種自閉症児施設の場合	121111、121112 128111、128112	121000
		自活訓練加算	125020、125021	120910
		重度知的障害児加算(Ⅰ)	125100	120903
		重度知的障害児加算(Ⅱ)	125101	120904
		重度重複障害児加算	125110	120909
		地域移行加算	125480	121000
		福祉専門職員配置等加算	125490、125491	
激変緩和加算(特対)	129990			
13	第二種自閉症児 施設	指定第二種自閉症児施設の場合	131111~131152 138111~138152	131000
		自活訓練加算	135020、135021	130910
		職業指導員加算	135050~135055	131000
		重度障害児加算(Ⅰ)	135100	130903
		重度障害児加算(Ⅱ)	135101	130904
		重度重複障害児加算	135110	130909
		強度行動障害児特別支援加算	135120、135121	130908
		栄養士配置加算	135130~135204	131000
		入院時特別支援加算	135340、135341	
		入院外泊時加算	135380~135391	
		長期入院等支援加算	135392~135397	
		心理担当職員配置加算	135400~135404	
		地域移行加算	135480	
栄養マネジメント加算	135485			

サービス種類コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービスコード
		福祉専門職員配置等加算	135490、135491	
		小規模加算	135520	
		激変緩和加算(特対)	139990	
21	知的障害児通園施設	(本体報酬)	211111~211342 218111~218342	211000
		栄養士配置加算	215130~215205	211000
		幼児加算	215300	210901
		食事提供加算	215310、215311	211000
		家庭連携加算	215350、215351	
		訪問支援特別加算	215360、215361	
		利用者負担上限額管理加算	215370	
		福祉専門職員配置等加算	215490、215491	
		欠席時対応加算	215495	
		激変緩和加算(特対)	219990	
31	盲児施設	指定盲児施設の場合	311111~311244 318111~318244	311000
		知的障害児が利用する場合	311311~311412 318311~318412	
		職業指導員加算	315050~315084	311000
		重度重複障害児加算	315110	310909
		栄養士配置加算	315130~215206	311000
		幼児加算	315300	310901
		重度盲ろうあ児支援加算(Ⅰ)	315320	310905
		重度盲ろうあ児支援加算(Ⅱ)	315321	310906
		入院時特別支援加算	315340、315341	311000
		入院外泊時加算	315380~135391	
		長期入院等支援加算	315392~315397	
		心理担当職員配置加算	315400~315424	
		看護師配置加算	315440~315464	
		地域移行加算	315480	
		栄養マネジメント加算	315485	
		福祉専門職員配置等加算	315490、315491	
		小規模加算	315520~315542	
		激変緩和加算(特対)	319990	
32	ろうあ児施設	指定ろうあ児施設の場合	321111~321244 328111~328244	321000
		知的障害児が利用する場合	321311~321412 328311~328412	
		職業指導員加算	325050~325084	321000
		重度重複障害児加算	325110	320909
		栄養士配置加算	325130~325206	321000
		幼児加算	325300	320901
		重度盲ろうあ児支援加算(Ⅰ)	325320	320905
		重度盲ろうあ児支援加算(Ⅱ)	325321	320906
		入院時特別支援加算	325340、325341	321000

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
		入院外泊時加算	325380~325391	
		長期入院等支援加算	325392~325397	
		心理担当職員配置加算	325400~325424	
		看護師配置加算	325440~325464	
		地域移行加算	325480	
		栄養マネジメント加算	325485	
		福祉専門職員配置等加算	325490、325491	
		小規模加算	325520~325542	
		激変緩和加算(特対)	329990	
33	難聴幼児通園 施設	(本体報酬)	331111~331372 338111~338372	331000
		栄養士配置加算	335130~335205	331000
		幼児加算	335300	330901
		食事提供加算	335310、335311	331000
		家庭連携加算	335350、335351	
		訪問支援特別加算	335360、335361	
		利用者負担上限額管理加算	335370	
		福祉専門職員配置等加算	335490、335491	
		欠席時対応加算	335495	
		人工内耳装用児支援加算	335500~335503	330911
		激変緩和加算(特対)	339990	331000
41	肢体不自由児施設 (入所)	指定肢体不自由児施設(入所)の場合	411111、411112 418111、418112	411000 451000
		重度重複障害児加算	415110	410909 450909
		重度肢体不自由児支援加算	415320	410907 450907
		乳幼児加算	415330	410902 450901
		地域移行加算	415480	411000
		福祉専門職員配置等加算	415490、415491	451000
		激変緩和加算(特対)	419990	
42	肢体不自由児施設 (通所)	(本体報酬)	421111~421342 428111~428342	421000 441000
		幼児加算	425300	420901 440901
		食事提供加算	425310、425311	421000
		家庭連携加算	425350、425351	441000
		訪問支援特別加算	425360、425361	
		利用者負担上限額管理加算	425370	
		福祉専門職員配置等加算	425490、425491	
		欠席時対応加算	425495	
		激変緩和加算(特対)	429990	
43	肢体不自由児療護 施設	指定肢体不自由児療護施設の場合	431111~431142 438111~438142	431000



サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード	
		重度重複障害児加算	435110	430909	
		栄養士配置加算	435130~435204	431000	
		重度肢体不自由児支援加算	435320	430907	
		入院時特別支援加算	435340、435341	431000	
		入院外泊時加算	435380~435391		
		長期入院等支援加算	435392~435397		
		心理担当職員配置加算	435400~435403		
		地域移行加算	435480		
		栄養マネジメント加算	435485		
		福祉専門職員配置等加算	435490、435491		
		激変緩和加算(特対)	439990		
44	肢体不自由児通園 施設	(本体報酬)	441111~441342		421000
			448111~448342		441000
		幼児加算	445300	420901 440901	
		食事提供加算	445310、445311	421000	
		家庭連携加算	445350、445351	441000	
		訪問支援特別加算	445360、445361		
		利用者負担上限額管理加算	445370		
		福祉専門職員配置等加算	445490、445491		
		欠席時対応加算	445495		
		激変緩和加算(特対)	449990		
45	指定医療機関 (肢体不自由児)	指定医療機関(肢体不自由児)の場合	451111		411000 451000
		重度重複障害児加算	455110	410909 450909	
		重度肢体不自由児支援加算	455320	410907 450907	
		乳幼児加算	455330	410902 450901	
		地域移行加算	455480	411000	
		福祉専門職員配置等加算	455490、455491	451000	
51	重症心身障害児 施設	(本体報酬)	511111、511112	511000	
			518111、518112	521000	
		地域移行加算	515480	511000	
		福祉専門職員配置等加算	515490、515491	521000	
		激変緩和加算(特対)	519990		
52	指定医療機関 (重症心身障害児)	(本体報酬)	521111	511000 521000	
		地域移行加算	525480	511000	
		福祉専門職員配置等加算	525490、525491	521000	

### 【簡易入力システムにおける提供時間20分未満の場合の取扱い】

障害福祉サービス 電子請求受付システム(簡易入力) - 居宅介護サービス提供実績記録入力

ファイル(F) バージョン(V)

居宅介護サービス提供実績記録票									
提供年月	平成 21 年 3 月分	事業所名	○△□事業所 &&&&&						
受給者証番号	9999999999	国保	太郎	障害児氏名					
市町村名	千代田区								
契約支給量									

実績情報										合計						
No.	日付	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格	サービス提供時間		提供時間数	算定時間数	内訳(適用単価別)						
開始時間	終了時間	分数	乗降	派遣人数	前月からの継続サービス	開始時間	終了時間	分数	乗降	100%	90%	70%	重訪	時間	乗降	
					1・2級等											

居宅介護において、提供時間が20分未満の場合、算定時間数には値が設定されません。

選択	No.	提供通番	日付	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格	サービス提供時間	提供時間数	算定時間数	派遣人数	前月継続サービス	備考
▶	1	1	01日(日)	1	身体		1・2級等	05:00 05:15	15		1		

s20090410015 v2.1.0



障害福祉サービス 電子請求受付システム(簡易入力) - 居宅介護サービス提供実績記録入力

ファイル(F) バージョン(V)

居宅介護サービス提供実績記録票									
提供年月	平成 21 年 3 月分	事業所名	○△□事業所 &&&&&						
受給者証番号	9999999999	国保	太郎	障害児氏名					
市町村名	千代田区								
契約支給量									

実績情報										合計					
No.	日付	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格	サービス提供時間		提供時間数	算定時間数	内訳(適用単価別)					
開始時間	終了時間	分数	乗降	派遣人数	前月からの継続サービス	開始時間	終了時間	分数	乗降	100%	90%	70%	重訪	時間	乗降
					1・2級等					0.5				0.5	

事業所において、提供時間数を「20」以上の値に修正する必要があります。

選択	No.	提供通番	日付	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格	サービス提供時間	提供時間数	算定時間数	派遣人数	前月継続サービス	備考
▶	1	1	01日(日)	1	身体		1・2級等	05:00 05:15	30	0.5	1		

s20090410015 v2.1.0